

【参考】 航空法と小型無人機等飛行禁止法の比較

	航空法	小型無人機等飛行禁止法
規制対象	100g以上の無人航空機（ドローン、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等）	小型無人機（100g未満含む）、特定航空用機器（気球、ハンググライダー等）
対象となる空域	人口集中地区、空港周辺の空域、150m以上の空域、催し場所の上空	国の重要な施設等の敷地（レッドゾーン）及びその周辺地域1,000m（イエローゾーン）の上空
許可申請先	国土交通省の許可	対象施設管理者等からの同意及び公安委員会への事前通報、関係機関への事前通報
無許可飛行罰則	50万円以下の罰金	レッドゾーン：1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金 イエローゾーン：6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

※国土地理院が運営する「地理院地図」から、小型無人機等飛行禁止法の対象施設周辺地域（レッドゾーン及びイエローゾーン）や人口集中地区（総務省統計局）、各種空域情報（国土交通省航空局）の範囲を確認することが出来ます。